

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和5年5月9日（令和5年（行情）諮問第369号）

答申日：令和6年3月27日（令和5年度（行情）答申第877号）

事件名：特定年における特定経済産業大臣の出勤簿の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成24年における当時の枝野経産大臣の出勤簿（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年11月4日付け20221011公開経第8号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、平成24年における当時の枝野経産大臣の出勤簿・公用車使用記録は、大臣に関する最重要文書であり、本来、作成されたうえで、永年保存されるべきものである。確認のため、該当文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日を明確にしていきたい。又は、大臣は、行政官僚と異なり、出勤簿・公用車使用記録を作成していないのか、明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和4年10月5日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成24年における当時の枝野経産大臣の出勤簿・公用車使用記録。（2件分）」の開示請求を行い、処分庁は、同月11日付けでこれを2件の開示請求として受け付けた。
- (2) 本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、経済産業省では保有していないため、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平

成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、令和5年2月13日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書

本件対象文書は、枝野元経済産業大臣の平成24年の出勤簿である。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書は、経済産業省では、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とする原処分を行った。

4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が、経済産業省では本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないため不開示とした原処分を取り消し、本件対象文書を改めて探索して開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、具体的に検討する。

- (2) 国家公務員の給与については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)68条1項により、給与簿を作成することが規定されている。

そして、人事院規則九一五(昭和26年人事院規則九一五)1条により、給与簿は、勤務時間報告書等から成るものと規定され、同規則3条では「勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者(以下「勤務時間管理員」という。)が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録(以下「出勤簿」という。)及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するもの」とし、各職員につき作成するものと規定されている。

国家公務員法は、2条3項で規定される国务大臣等の特別職は、同条4項により適用しないと規定されており、したがって、同法及び同法に基づく人事院規則により作成される国家公務員の出勤簿は、大臣等の特別職については作成を求められていない。

したがって、経済産業省では本件対象文書を作成していない。

また、本件審査請求を受けて、改めて経済産業省の人事担当部署である大臣官房秘書課において、書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、その存在を確認することはできなかった。

以上により、経済産業省では、本件対象文書を作成も取得もしておらず、保有していないため、これを不開示とした原処分は妥当である。

5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和5年5月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和6年3月8日 | 審議 |
| ④ 同月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

上記第3の4(2)のとおり、特別職の国家公務員については、法令上、出勤簿の作成を求められていない。このため、特別職の国家公務員である経済産業大臣の出勤簿について、経済産業省においては作成・取得しておらず、保有もしていない。

なお、国务大臣は、その職務の性格等に鑑み、勤務時間等が法令で規定されていないことから、勤務時間等の管理のために出勤簿を作成する実務上の必要性もない。

- (2) 当審査会において、国家公務員法及び人事院規則の関連規定を確認したところ、関連法令等の定めは上記第3の4(2)の諮問庁の説明のとおりであると認められる。そうすると、上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美